

## 韓国における行政の情報化の現状と問題点

咸 仁善

### 目 次

#### 序

- 一 行政情報の公開
- 二 個人情報の保護
- 三 電子政府の具現
- 四 今後の課題

### 序

今回、報告するよう私に与えられたテーマは、「韓国における行政の情報化の現状と問題点」というものである。それを受け手の観点から報告して貰いたいというようであるが、ここでの受け手というのは、その意味合いが必ずしもはっきりしていない。なぜならば、情報化というのは、双方向性がその主な特徴の一つであり、送り手と受け手との区分けが困難な場合が多いからである。しかし、ここでの受け手というのは、おそらく、行政に対する国民の観点からという意味に解して差し支えないであろうから、こうした観点から報告したいと思う。

#### (一) 「行政の情報化」の意味

本論に入る前に、まず、ここで「行政の情報化」という概念について、若干触れて置かねばならない。

まず、ここでの「行政」の概念が問題である。行政の概念定義については、これまで、数多くの見解が出されてきたが、決まった概念定義はいまだに存在しないようである。ここでは、行政の概念を立法・司法・行政のうちの行政を意味するものと解する。こうした場合にも、地方自治団体やいわゆる特殊法人なども含まれるのかは議論の余地があるが、行政の概念にはそれらを含むものと解する。

次に、「情報化」という概念が何なのかである。情報化という言葉は、昨今、最もよく使われている流行語の一つであり、一つの傾向的概念といえようが、その意味合いは一様ではないよう

である。しかし、こうした情報化という用語は、マスコミなどでよく使われるだけでなく、実定法にも登場している。例えば、韓国の「情報化促進基本法」では、「情報化」という用語の定義について、「情報を生産・流通または活用して社会各分野の活動を可能にせしめ効率化を図ること」という<sup>1</sup>。この定義は必ずしも明確ではないが、分かり易く整理し直すと、「情報の生産・流通または活用することによって社会諸分野の活動における効率化を図ること」と理解することができよう。こうした概念づけからすると、「行政の情報化」というのは、「行政における情報を生産・流通または活用することによって行政および社会諸分野の効率化を図ること」になる。そうすると、行政情報をいかに生産して流通し活用するかによって、行政の効率化が決まってくるわけである。そこで、さらに行政情報の意味を明確にする必要がある。

「行政情報」の概念について、韓国実定法では、例えば、「行政機関が職務上作成または取得して管理している資料として電子的方式で処理され符号・文字・音声・音響・映像等で表現されたもの」<sup>2</sup>と定義されている。こうした概念づけからは、行政情報というのが「電子的方式」で表現されたものに限って捉えられているといえよう。

以上の議論を整理すると、「行政の情報化」というのは、「行政機関が職務上作成または取得して管理している資料を電子的方式で処理し符号・文字・音声・音響・映像等で表現されたものを生産・流通または活用することによって行政および社会諸分野の効率化を図ること」になる。

## (二) 報告の範囲および順序

「行政の情報化」を以上のように捉える場合、それは、大きく、二つの過程に分けることができよう。すなわち、一つは、行政機関が職務上作成または取得して管理している資料を電子的方式で処理し符号・文字・音声・音響・映像等で表現することと、もう一つは、そうした結果を生産・流通または活用することである。

「行政の情報化」を受け手または国民側の観点から報告するよう命じられた本報告においては、前者、すなわち、行政資料を電子的方式で表現する過程より、後者、すなわち、電子的方式で処理された行政情報を生産・流通または活用する過程に重点を置くべきであろう。

したがって、本報告では、そうした考え方から、電子的方式で処理された行政情報を生産・流通または活用することにおいて、幾つかの論点について報告させて頂きたいと思う。具体的に言えば、まず、電子的方式で処理された行政情報との関連において、行政情報の公開と個人情報の保護の問題を述べる。次に、行政情報の流通または活用によってもたらされる行政と国民との新たな法律問題を韓国の最新の実定法システムを中心に述べる。最後に、行政の情報化に伴う今後

の課題について若干触れることとする。

## 一 行政情報の公開

### (一) 法システム

行政情報の公開に対する一般法としては、「公共機関の情報公開に関する法律」(以下「情報公開法」と略する。)がある<sup>3</sup>。同法は、1996年12月31日に制定され、1998年1月1日から施行されている。行政の情報化と関連して、情報化された行政情報を行政の効率性のためだけではなく、国民生活の便益のためにも活用されることが望まれるが、同法はどのような法的仕組みになっているのか、概観してみることにする<sup>4</sup>。

#### 1. 公開の対象たる情報

同法において、公開の対象になる「情報」とは、公共機関が職務上作成または取得して管理している文書・図面・写真・フィルム・テープ・スライドおよびコンピュータによって処理される媒体等によって記録されたものをいう。

#### 2. 非公開対象情報

他の法令によって非公開として規定された情報、 公開される場合、国家安全保障・国防・統一・外交関係等国家の重大な利益を害するおそれがあると認められる情報、 公開される場合、国民の生命・身体および財産の保護その他公共の安全と利益を著しく害するおそれがあると認められる情報、 進行中の裁判に関わる情報、ならびに犯罪の予防・捜査・公訴の提起および維持・刑の執行・矯正・保安処分に関する事項として公開される場合、その職務遂行を著しく困難にせしめ、または刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すると認められる相当な理由がある情報、 監査・監督・検査・試験・規制・入札契約・技術開発・人事管理・意思決定過程または内部検討過程にある事項等として公開される場合、業務の公正な遂行や研究・開発に著しい支障をきたすと認められる相当な理由がある情報、 当該情報に含まれている名前・住民登録番号等によって特定人を識別し得る個人に関する情報、 法人、団体または個人の営業上秘密に関する事項として公開される場合、法人等の正当な利益を著しく害する恐れがあると認められる情報、 公開される場合、不動産投機・買占売惜等で特定人に利益または不利益を与える恐れがあると認められる情報をあげている。

### 3. 情報公開の対象機関 = 公共機関

情報公開の対象機関たる公共機関には、国家機関（すなわち、国会、法院、行政府、憲法裁判所、中央選挙管理委員会）、地方自治団体、政府投資機関管理基本法第 2 条<sup>5</sup>による政府投資機関（例えば、韓国電力公社、農水産物流通公社、大韓住宅公社、韓国水資源公社、韓国道路公社、韓国土地公社等）、特別法によって設立された特殊法人（例えば、韓国行政研究院、韓国租税研究院、韓国開発研究院等）、小・中等教育法、高等教育法その他の法律によって設置された各級学校などがある。

### 4. 情報公開の請求権者

すべて国民は、情報公開請求権を有する。この国民には、自然人はもちろん、法人や法人格のない団体なども含まれる。

外国人の場合は、国内に一定の住所を持って居住するか、学術・研究のために一時的に滞留する者、あるいは国内に事務所を持っている法人または団体が含まれる。

### 5. 情報公開の請求

#### (1) 請求方法

情報公開請求人は、当該情報を保有または管理している公共機関に直接出向いて提出するか、あるいは郵便・模写伝送またはコンピュータ通信によって情報公開請求書を提出することができる。公共機関は、情報公開請求書を受付けた場合、請求人に受付証を交付しなければならない。ただし、即時または口述処理が可能な情報の情報公開請求書を受付けた場合や、郵便・模写電送またはコンピュータ通信によって情報公開請求書を受付けた場合には、この限りでない。

#### (2) 公開の決定

公共機関は、公開請求があった日から 15 日以内に情報公開審議会の審議を経て、公開するか否かを決定しなければならない。公共機関は、不可避な事由のある場合 15 日以内で決定期間を延長することができるが、情報公開を請求した日から 30 日以内に決定しなかったときには、非公開の決定があったものと見なす。

### 6. 情報の公開

#### (1) 原則と例外

公共機関が情報の公開を決定した場合には、請求人に通知した公開日時・公開場所にて原本で公開することが原則である。ただし、請求人本人またはその代理人を直接確認する必要のない場合には、請求人の要請によって郵便で送付することができる。

## (2) 公開の方法

文書・図面・カード類 : 閲覧または写本の交付

録音テープ・録画テープ・スライド : 視聴または複製物の交付

映画フィルム : 視聴

マイクロフィルム : 閲覧または写本・複製物の交付

写真 : 閲覧または写本の交付

写真フィルム : 閲覧または印画物・複製物の交付

コンピュータ処理情報 : 媒体の閲覧・視聴または写本(出力物)・複製物の交付

## (3) 情報公開の種類

原本公開

情報公開は原本公開が原則である。

写本公開

しかし、情報の公開によって情報の原本が汚損されたり破損されるおそれのある場合には、写本で公開することができる。

部分公開

公開請求した情報に、公開情報と非公開情報が混合されており、それが分離可能な場合には、公開請求の趣旨に反しない範囲内において、公開可能な情報だけの部分公開ができる。

即時公開

公開するか否かの決定手続なく即時または口述で処理可能な情報<sup>6</sup>は、別途の手続なく即時公開することができる。

## (4) 費用負担

情報の公開および郵送等に所要する費用は実費の範囲内で請求人の負担とする。ただし、公開請求する情報の使用目的が公共福利の維持・増進のために必要であると認められる場合<sup>7</sup>にはその費用を減免することができる。

## 7. 不服救済手続

### (1) 異議申立て

異議申立てを申請することができる者は、公共機関の非公開処分または不作為によって法律上の利益を侵害された者、公共機関が第三者の意思に反して情報を公開した場合の第三者をあげることができる。

原則的に決定通知をもらった日から 30 日以内に申請しなければならない。ただし、第三者

の場合には、公開通知をもらった日から7日以内に申請しなければならない。

請求人が異議申立てをした場合には、受付日から7日以内に認容するか否かを決定し、書面で通知しなければならない。

## (2) 行政審判

行政審判を提起できる者は、情報公開と関連して公共機関の処分または不作為によって法律上の利益の侵害を受けた者である。請求人は、上記の異議申立てを経ずに直ちに行政審判を請求することもできる。

行政審判の請求は、処分のあることを知った日から90日以内、処分があった日から180日以内でなければならない。審判請求書は、裁決庁または被請求人である行政庁に提出しなければならない。

裁決庁は、原則として、当該行政庁の直近上級行政庁であり、例外的に当該行政庁または所管監督庁である。裁決は、審判請求を受けた日から60日以内（やむを得ない場合に30日の範囲内で延長可能）に裁決書をもってしなければならない。

## (3) 行政訴訟

情報公開と関連して公共機関の処分または不作為によって法律上の利益を侵害された者は、行政訴訟法による行政訴訟を提起することができる。

取消訴訟は、処分等のあることを知った日から90日以内に、あるいは処分等のあった日から1年以内に提起しなければならない。

## (二) 運営状況

現在、ほとんどの公共機関は、ホームページを運営しており、そこで情報公開の欄を置いてある。このように、それぞれの機関ごとにインターネットによる情報公開を行っているだけでなくこうした公共機関を統合した「インターネット情報公開サービス」([http://www.egov.go.kr/Main/gonline/onl\\_link01.htm](http://www.egov.go.kr/Main/gonline/onl_link01.htm))を運営している。情報公開法が施行され始めた1998年から2000年までの情報公開制度の運営実績を見ることによって、情報公開において情報化がどの程度進んでいるのかがある程度分かるだろう。

(1) 情報公開の請求件数は、1998年に26,338件、1999年に42,930件、2000年に61,586件になっている<sup>8</sup>。こうした状況を見ると、毎年、大幅な増加率を見せていることが分かる。このうち処理現況を見ると、1998年に、25,475件の処理件数のうち、全部公開が21,020件(83%)、部分公開が3,108件(12%)、非公開が1,347件(5%)であり、1999年に、41,484件の処理件

数のうち、全部公開が 35,580 件 (86%)、部分公開が 3,005 件 (7%)、非公開が 2,899 件 (7%) であり、2000 年には、58,711 件の処理件数のうち、全部公開が 50,470 件 (86%)、部分公開が 3,839 件 (7%)、非公開が 4,402 件 (7%) である。こうした統計から考えると、毎年 90%以上の公開率を見せており、公共機関側も情報公開について積極的な姿勢を取っていることが分かる。しかも、非公開のうち、例えば 2000 年度の場合、非公開件数のうち 1,845 件 (42%) が存在しない情報について請求したことが非公開事由であることを勘案すると、公共機関側の積極的な姿勢は一応評価に値するだろう。

(2) 本報告との関係では、こうした情報請求のうち、どの程度がインターネット等によるものなのかが焦点になる。

行政自治部の統計から見ると、1998 年には、総請求件数 26,338 件のうち、直接公共機関に出向いて請求したものが 23,980 件 (91%)、郵便が 2,028 件 (8%)、模写電送が 256 件 (1%) であるのに対し、コンピュータ通信によるものは 74 件しかなかった。しかし、1999 年には、総請求件数 42,930 件のうち、直接公共機関に出向いて請求したものが 36,973 件 (86%)、郵便が 3,494 件 (8%)、模写電送が 1,265 件 (3%)、コンピュータ通信が 1,084 件 (8%) であり、2000 年には、総請求件数 61,586 件のうち、直接公共機関に出向いて請求したものが 46,712 件 (76%)、郵便が 6,123 件 (10%)、模写電送が 2,507 件 (4%)、コンピュータ通信が 6,244 件 (10%) となる<sup>9</sup>。

こうした統計から見ると、情報公開請求の方法において、直接公共機関に出向いての公開請求の割合が年々減少するのに対して、その他の方法は逆に増加していることが分かる。とりわけ、コンピュータ通信による公開請求の増加率は著しい。大体の公共機関において、1999 年からインターネットによる情報公開の申請ができるようになり始め、2000 年には、相当数の公共機関がそれを備えている。今年度には、それぞれの公共機関による情報公開の他にも、統合された「インターネット情報公開サービス」が運営されていることを勘案すれば、2001 年およびそれ以降は、その増加率は益々大きくなることが予想できる。

(3) 受動的なインターネットによる情報公開の活性化だけでなく、能動的に国民に公共機関の情報をインターネットを通じて提供していく姿勢も目立っている。かかる姿勢は、責任行政の観点からも、行政の透明性の確保という観点からも望ましいことであろう。行政情報の積極的な提供によって、情報公開の請求もある程度押えられることに繋がると思われる。

### (三) 問題点

#### 1. 公開対象情報の限定

情報公開法には、適用除外になる情報が幅広く認められているだけでなく、情報化との関連で見ると、いまだに電子的方式で情報化された行政資料が十分とは言えない。そこで、インターネット等による情報公開の請求が可能であるとしても、結局はその情報を受け取るためには直接当該公共機関に出向かなければならないのである。こうした問題は、情報化が進んでいくことによって徐々に解消できると思われる。

#### 2. オンラインとオフラインの混用

情報公開がインターネット等のオンライン上でできるとしても、公開対象の情報を受け取るためには、直接、当該機関に出向かなければならない場合が少なからずある。さらに、対象情報をオンラインで受け取れるとしても、その手数料等を納付するためには、銀行や郵便局まで行かなければならないことが多い。つまり、情報公開の請求、公開、手数料等の納付などの一連の過程を全てオンライン上で済ませる体制までには、まだ進んでいないということである。

#### 3. 積極的な情報提供への認識不足

公共情報の消極的な公開に止まらず、より積極的な情報提供が望ましい。最近改善されてきたとはいえ、いまだに行政機関によっては、ホームページなどを利用した情報提供に対する認識が十分あるとはいえない。ホームページにおいて国民や住民に有益な情報の提供に励むより、機関や機関長の広報に積極的なところが少なからず存在するのである<sup>10</sup>。

## 二 個人情報の保護

### (一) 法システム

個人情報の保護と関連する法令としては、「公共機関の個人情報保護に関する法律」（以下では「個人情報保護法」と略する。）と「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」（以下では「情報通信網法」と略する。）が重要である。前者は、「公共機関のコンピュータによって処理される個人情報の保護のために、その取扱に関して必要な事項を定めることによって公共業務の適正な遂行を図るとともに、国民の権利と利益を保護する」ことをその立法目的として、1994年1月7日制定され1995年1月8日より施行されている。後者は、「情報通信網の利用を促進し情報通信サービスを利用する者の個人情報を保護するとともに、情報通信網を健全か



つ安全に利用できる環境を形成することによって、国民生活の向上と公共福利の増進に役に立つ」ことをその立法目的としたものである。これは元々「情報通信網利用促進等に関する法律」という題名で1999年2月8日に制定され、1999年7月1日より施行されたものを、2001年1月16日に題名を「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」へ改名し、2001年7月1日より施行されたものである。

行政の情報化という本報告のテーマとの関連では、前者がより直接的に関係があるといえようが、後者は一般的な個人情報保護に関する法律であることを勘案すると、両者とも同様に重要であろう<sup>11</sup>。そこで、以下では、前者を中心にしながら、関連するところでは適宜後者についても触れて、個人情報の保護に関する現行法システムを概観してみることにする<sup>12</sup>。

## 1. 用語の定義

### (1) 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報として当該情報に含まれている名前・住民登録番号等の事項によって当該個人を識別し得る符号・文字・音声・音響および映像等の情報（当該情報だけでは特定個人を識別し得ない場合においても、他の情報と容易に結合して識別し得るものを含む。）をいう。

したがって、法人・団体・死亡者等の情報は原則的に適用除外になる。また、個人情報法は、統計法によって収集される個人情報と、国家安全保障と関連して情報分析のために収集された個人情報についても適用除外になっている。

### (2) 個人情報ファイル

個人情報ファイルとは、特定個人の身分を識別し得る事項によって当該個人情報を検索できるような体系的に構成された個人情報の集合物として、コンピュータの磁気テープ・磁気ディスクその他それと類似した媒体に記録されたものをいう。

### (3) 電子文書

電子文書とは、コンピュータ等の情報処理能力をもつ装置によって電子的な形態として作成され送受信または貯蔵された文書形式の資料として標準化されたものをいう。

## 2. 適用対象機関

公共機関であり、それには国家行政機関、地方自治体、教育法によって設置された各級学校、政府投資機関および特別法によって設立された特殊法人などが含まれており、情報公開法における公共機関と同様の意味と見て差し支えない。

### 3. 個人情報の収集および処理

#### (1) 収集上の原則

公共機関の長は、情報主体の同意のある場合または他の法律に収集対象たる個人情報が明示されている場合の他には、思想・信条等個人の基本的な人権を著しく侵害するおそれがある個人情報を収集してはならない。

#### (2) 個人情報ファイルの保有等

公共機関は、所管業務を遂行するために必要な範囲内において個人情報ファイルを保有することができる。公共機関の長は、個人情報を保有しようとする場合に、一定の事項について行政自治部長官に事前通報しなければならない<sup>13</sup>。通報した事項を変更したり廃棄しようとする場合にも同様である。

行政自治部長官又は関係中央行政機関の長は、通報された個人情報ファイルに関する事項を年1回以上官報に掲載して公告しなければならない。

保有機関の長は、当該機関が保有している個人情報ファイルの台帳を作成して一般人が閲覧できるようにしなければならない。

#### (3) 個人情報の処理

公共機関の長は、個人情報を処理するにおいて個人情報が紛失・盗難・漏出・変造または毀損されないよう、安全性の確保に必要な措置を講じなければならない。また、公共機関の長は、処理情報の正確性および最新性を確保するよう努力しなければならない。

保有機関の長は、他の法律によって保有機関の内部で利用するか、保有機関以外の者に提供する場合を除いては、当該個人情報ファイルの保有目的以外の目的で処理情報を利用したり、他の機関に提供してはならない。

### 4. 自己情報の閲覧請求または訂正請求等

#### (1) 自己情報の閲覧請求

情報主体は、個人情報ファイル台帳に記載された範囲内において、書面により自己情報の閲覧を保有機関の長に請求することができる。その場合、保有機関の長は、原則的に、請求書もらった日から15日以内に、請求人が閲覧できるようにしなければならない。

自己情報の請求であっても、次の事由に当たるときは閲覧の制限が可能である。すなわち、まず、次に該当する業務の遂行に重大な支障を招来する場合、すなわち 1) 租税の賦課・徴収または還給に関する業務、2) 教育法による各種学校における成績の評価または入学者の先発に関する業務、3) 学力・技能および採用に関する試験、資格の審査、補償金、給付金の算定等評価

または判断に関する業務、4)他の法律による監査および調査に関する業務である。次に、個人の生命・身体を害するおそれ、または個人の財産とその他の利益を不当に侵害するおそれがある場合である。

#### (2) 自己情報の訂正請求

自己情報を閲覧した情報主体は、保有機関の長に対し、書面により当該情報の訂正を請求することができる。訂正請求された保有機関の長は、他の法律に特別の手続が規定されている場合を除いては、遅滞なくそれを調査して必要な措置を取らなければならない。

訂正請求を受けた保有機関の長は、15日以内に必要な措置を取った後、訂正措置結果通知書を訂正請求人に送付しなければならない。

#### (3) 不服申立て

自己情報の閲覧請求または自己情報の訂正請求に対して公共機関の長が行った処分または不作為によって権利または利益の侵害を受けた者は、行政審判法の定めるところにより行政審判を請求することができる。

## (二) 運営状況

### 1. 個人情報保護法に基づくもの

情報公開制度よりいち早く施行された個人情報の保護制度は、情報公開制度が各行政機関ごとにホームページなどにおいて相当活発に実施されているのに比べて、運営状況はいまひとつという感じである。

公共機関のコンピュータによって処理される個人情報の保護については、行政自治部が所管行政機関であるが、行政自治部が個人情報法に基づいて2000年12月26日に発表した「公共機関の個人情報ファイル目録公告」によると、中央行政機関が保有する個人情報ファイルは99件、地方自治団体が保有する個人情報ファイルは126件、各級学校が保有する個人情報ファイルは22件、政府投資機関その他が保有する個人情報ファイルは204件である<sup>14</sup>。

### 2. 情報通信網法に基づくもの

一般的な個人情報の保護については、「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」に基づいて、情報通信部傘下の韓国情報保護振興院 (<http://www.kisa.or.kr/>) において、2000年4月より個人情報保護侵害申告センター (<http://www.cyberprivacy.or.kr/>) を開設して運営している。当センターでは、個人情報侵害に対する申立てと相談を行っている。しかし、その対象は公共機関以外の民間サービスを利用する際に発生したものが主な対象になっている。

### (三) 問題点

#### 1. 紙文書中心の思考

個人情報保護法は、「公共機関のコンピュータによって処理される個人情報の保護のためにその取り扱いに関して必要な事項を定めること」をその立法目的の一つにしていながら、その運営のしくみは、あまり情報化されていない。すなわち、同法は、情報主体が個人情報ファイル台帳に記載された範囲内において、自己情報の閲覧請求とその訂正請求を**書面**で保有機関の長にしなければならないと規定している。公共機関のコンピュータによって処理される個人情報の保護を対象にしながらも、自己情報の閲覧および訂正の請求方法を書面だけに限定することは、明らかに問題である。

#### 2. 情報化への手後れ

情報公開制度が比較的活発になっていることと比べると、公共機関のコンピュータによって処理される個人情報の保護に関する制度は、その関心がますます高まっているとはいえ、いまだに活性化されていない点をあげることができよう。こうした個人情報保護制度は、結局、各個人の積極的な姿勢が重要であろうが、公共機関側も、インターネットなどを利用した個人情報保護の活性化のために、個人情報ファイル目録のインターネットによる公開およびインターネットによる閲覧請求と訂正請求に、より積極的に取り組んでいくべきだと思われる。

#### 3. 個人情報の漏洩

韓国では、住民登録制度が実施されており、全国民に対する一元的な情報管理が可能である。これは、情報化の進行とともに、個人情報が収集し易くなり、それだけに個人のプライバシー侵害の恐れが高いことをものがたっているといえよう。こうした状況においては、公共機関による個人情報の濫用の可能性があるだけでなく、個人や団体などへの漏洩による被害も現に生じている。こうした問題は、インターネットの活性化によって、個人のプライバシーや名誉等の被害の程度は計り知れないほど大きくなる。

また、個人情報の収集の目的が達成された場合には、その都度当該情報を廃棄して、その情報が悪用されないようにしなければならない。コンピュータは、忘却の恩恵を知らないからである。

## 三 電子政府の具現

つい最近、7月1日から、いわゆる電子政府法（「電子政府具現のための行政業務等の電子化

促進に関する法律」)が施行されている。同法は、「行政業務の電子的処理のための基本原則、手続および推進方法等を規定することによって、電子政府の実現のための事業を促進させ、行政機関の生産性、透明性および民主性を高め、知識情報化時代の国民の生活の質を向上させること」をその立法目的としている。すなわち、行政業務の電子的処理のための一般法としての地位を有するのである<sup>15</sup>。ところで、行政業務の電子化といっても、その内容ははっきりとしないが、ここでは、行政側が国民に対していわゆる行政処分をしたり、行政指導をすることに限らず、国民側が行政に対していわゆる私人の公法行為として行う申請、届出などをも含むものとして捉える。

行政業務の電子的処理に関しては、電子政府法が一般法としての地位を有しているが、そのほかにも、電子文書の真正性に関する定めである「電子署名法」や、一般的な電子文書について定めている情報通信網法がある。これらの法令を中心に、現行法システムを概観する。

## (一) 法システム

### 1. 用語の定義

#### (1) 電子政府

電子政府とは、情報技術を活用して行政機関の事務を電子化することによって、行政機関相互間あるいは国民に対する行政業務を効率的に遂行する政府をいう。したがって、電子政府という概念は、行政機関内部の行政業務だけでなく、行政機関の国民に対する行政作用をも含むものである。さらに、国民の行政機関に対する行為をも、その概念に含むものと解すべきであろう。電子化の核心の一つは双方向性にあり、行政機関の国民に対する行政作用を規定しているのであるから、その反対の国民の行政に対するいわゆる私人の公法行為にも適用されるものと解すべきである。

#### (2) 電子文書

電子文書とは、コンピュータ等情報処理能力をもつ装置によって電子的な形態として作成され、送受信あるいは貯蔵される情報をいう。こうした電子文書の概念には、いわゆる私的電子文書と公的電子文書とがあわせて含まれている。本報告のテーマとの関係では、後者(すなわち、電子公文書)が、とりわけ重要な意味を有する。

#### (3) 電子官印

電子官印とは、電子文書を作成した行政機関および電子文書の変更の存在が確認できる情報として、当該文書に固有なものをいう。こうした電子官印は、分かりやすくいえば、情報化時代に

おける電子的な官印といえよう。

## 2. 電子政府の運営原則

### (1) 国民便益中心の原則

行政機関の業務処理過程は、当該業務を処理するにあたって、国民の負担する時間と努力が最小化されるよう設計されなければならない。

### (2) 業務革新先行の原則

行政機関は、業務を電子化しようとする場合には、前もって、当該業務およびそれと関連した業務の処理過程全般を電子的処理に適合するよう革新しなければならない。

### (3) 電子的処理の原則

行政機関の主要業務は電子化されなければならないが、電子的処理の可能な業務は、特別な事由のある場合を除いては、電子的に処理されなければならない。

### (4) 行政情報公開の原則

行政機関の保有・管理する行政情報として国民の生活に利益になる行政情報は、法令の規定によって公開が制限される場合を除いては、インターネットを通じて積極的に公開されなければならない。

### (5) 行政機関確認の原則

行政機関は、特別な事由のある場合を除いては、行政機関相互間電子的に確認できる事項を国民に確認して提出するよう要求してはならない。

### (6) 行政情報共同利用の原則

行政機関は、収集・保有している行政情報を、それを必要とする他の行政機関と共同利用しなければならないが、他の行政機関から信頼できる行政情報を提供され得る場合には、同一の内容の情報を別途に収集してはならない。

### (7) 個人情報保護の原則

行政機関の保有・管理する個人情報は、法令の定める場合を除いては当事者の意思に反して使用してはならない。

### (8) ソフトウェア重複開発防止の原則

行政機関は、ソフトウェアを開発する場合には、重複開発にならないよう必要な措置を取らなければならない。

### (9) 技術開発および運営の外注の原則

行政機関は、電子政府の具現に必要な技術開発および運営において、当該事業が民間部門に任

せ得ないか、行政機関が直接開発または運営するのが経済性、効果性あるいは保安性の側面において著しく優秀であると判断される場合を除いては、民間部門にその開発および運営を依頼しなければならない。

### 3. 電子公文書の作成・成立等

#### (1) 電子公文書の作成等

行政機関の文書は、電子文書を原則として、作成・発送・受付・保管・保存および活用されなければならない。また、行政機関は、当該機関が受け付けまたは発送する文書の書式のほかに、電子文書に適合する書式を備えて活用することができる。

#### (2) 電子公文書の成立等

電子公文書は、当該公文書について電子的手段による決裁があることによって成立する。また、行政機関の補助機関または補佐機関が委任専決または代決した電子公文書は、これを当該補助機関または補佐機関の電子官印で発送することができる。

### 4. 電子公文書の発送・到達

(1) 個人、法人等が本人であることを確認する必要がある電子文書を行政機関に発送しようとする場合には、電子署名法による電子署名または他の法令による電子的手段をもって発送しなければならない。

(2) 個人等が行政機関に送信した電子文書の送信時点は、コンピュータによって電子的に記録された時に、その送信者が発送したものと見なす。

一方、行政機関の送信した電子公文書は、受信者が指定したコンピュータ等に入力された時にその受信者に到達したものとみなす。ただし、指定したコンピュータ等のない場合には、その受信者の管理するコンピュータ等に入力された時に、その受信者に到達されたものとみなす。

(3) 特定の期限まで到達されるべき文書等を、送信者が期限前に電子的方法によって電子文書で発送したが、当該受信者のコンピュータの障害のため期限内に到達しなかった場合には、当該送信者に限って、障害の除去された日の翌日に期限が到達したものとみなす。

また、行政機関に到達した文書が判読できない状態で受信された場合には、当該行政機関はこれを瑕疵のある文書と見て、補完に必要な相当の期間を決めて補完を求めなければならない。行政機関が発送した電子公文書が判読できない状態で受信者に到達された場合には、これは適法に到達した文書とみなされない。

### 5. 電子官印の認証

(1) 電子公文書には電子官印を使用しなければならない。ただし、行政機関は行政契約などに

において電子取引を効率的に運営するために電子署名法による電子署名を用いることができる。

(2) 電子官印に対する認証業務は、国会においては国会事務総長が、法院においては法行政処長が、憲法裁判所においては憲法裁判所事務処長が、中央選挙管理委員会においては中央選挙管理委員会事務総長が、中央行政機関および地方自治団体においては行政自治部長官（以下では、「中央事務管掌機関の長」という。）がそれぞれ行う<sup>16</sup>。

認証された電子官印の表示された電子公文書は、当該行政機関の官印または公印とみなし、当該電子公文書は、電子官印によって認証された後にはその内容が変更されなかったものと推定する。

(3) 中央事務管掌機関の長は、認証業務を行うにあたって、電子署名法による電子署名との互換性を高めるために、情報通信部長官と協議して電子官印に対する技術標準を整え、電子官印と電子署名とが相互連携できる方を講じなければならない。

## 6. 電子的行政作用

### (1) 電子的告知・通知

行政機関の長は、関係法令で告知書・通知書等の紙文書で告知、通知等をするよう規定している場合においても、本人が希望するときは、それを電子公文書で告知・通知等を行うことができる。このように、告知・通知等を電子公文書で行う場合には、インターネットを通じて、その告知・通知等の種類および手続を、前もって国民に公表しなければならない。

### (2) 電子的給付義務の履行・電子的給付の提供

行政機関の長は、他の法令において、税金・手数料・過怠料・課徴金・犯則金・罰金・科料等を、現金・収入印紙・収入証紙その他の方法で納付するよう規定している場合においても、情報通信網を利用して電子貨幣、電子決済等の方法によってそれを納付せしめることができる。

行政機関は、法令の規定によって、国民に一定の給付、給与等を提供する場合には、それを情報通信網を通じて提供することができる。

### (3) 行政情報の電子的提供

行政機関の長は、民願関連法令<sup>17</sup>、民願事務関連便覧、民願事務の処理基準などの民願関連情報その他国民生活と関連する行政情報を、インターネットに掲示する方法によって国民に提供しなければならない。その他にも、行政機関の長は、官報・新聞・掲示版等に掲載する事項を、インターネットに掲示する方法によって国民に提供することができる。また、中央事務管掌機関の長は、行政情報の電子的提供を促進するために、電子的情報提供方策の講究等必要な施策を推進しなければならない。



行政機関の長は、インターネットを通じて提供する行政情報によって特別の利益を得る者が存在する場合には、当該行政情報を利用する者に手数料を徴収することができる。また、行政機関の長は、インターネットにより行政情報を提供する場合において、持続的に当該行政情報を更新する必要があるときには、当該行政情報を提供するインターネットにおける商業広告による収益をもって、当該行政情報の更新のための費用の全部または一部に充当することができる。

## 7. 電子的民願処理

### (1) 電子的申請・届出等

行政機関の長は、関係法令において文書・書面・書類等の紙文書で申請・届出または提出等をするよう規定している場合にも、電子文書でこれを行わせることができる。

行政機関の長は、民願事項等を処理するに当たってその処理結果を、関係法令において、文書・書面・書類等の紙文書により通知・通報等をするよう規定している場合においても、本人が希望し、または民願事項等を電子文書で申請等をしたときには、それを電子公文書で通知・通報等することができる。

行政機関の長は、民願事項等を電子文書により申請等を行わせたり、電子公文書で通知・通報等をする場合には、インターネットを通じて、前もってその民願事項等または通知等の種類および処理手続を国民に公表しなければならない。

### (2) 電子民願窓口

行政機関の長は、国民が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理できるよう、関係法令の改善、ならびに必要な施設およびシステムの構築等によって、インターネットにより電子民願窓口を設置・運営することができる。また、中央事務管掌機関の長は、行政機関の電子民願窓口の設置・運営を支援し、それに連携して統合された電子民願窓口の設置・運営方を講じなければならない。

国民が、電子民願窓口を通じて民願を申請したときには、当該民願窓口を設置・運営する機関に直接民願を申請したものとみなし、統合された電子民願窓口を通じて民願を申請したときには、当該民願の所管機関に直接民願を申請したものとみなす。

## (二) 運営状況

### 1. 「電子政府 (www.egov.go.kr)」

電子政府法は、つい最近7月1日から施行されたばかりであるので、その運営状況は、今のと

ころ、よく知られていない。しかし、その間、政府代表ホームページ（www.korea.go.kr）、開かれた政府（open.korea.go.kr）、政府代表電子民願室（minwon.korea.go.kr）等に分離運営されてきた政府の各サイトを一つに統合した「電子政府（www.egov.go.kr）」という単一サイトが、2001年7月5日から運営され始めている。同サイトは、行政自治部の政府電算情報管理所が所管しているもので、インターネット情報公開、ホーム民願センター、民願処理公開システム等からなっている「総合民願サービス」、行政・立法・司法府等の国家機関、地方自治団体、教育自治団体等430余個の公共機関を一つに連結して機関別ホームページを容易にサーフィンできるようにした「公共機関」、国政広報処や法制処のホームページに直接連係して国民に必要な情報を容易にアクセスできるようにした「開かれた政府のお知らせ広場」と「現行法令」、政府の官報を、最新のものはもちろん、バックナンバーも検索できる「電子官報」、政府の政策決定過程において国民が直接的に参加できるように設置された「政策フォーラム」、国民が探したい分野や検索語などを詳細に紹介している「検索」の6つの分野から構成されている。

## 2. 国税庁の運営状況（例）

国税の賦課・徴収をその主な業務とする国税庁は、行政法的に言えば、権力行政の典型的な行政機関であるといえよう。ところで、国税庁は、他の行政機関と比べて、いち早く電子的行政業務に取り組んでいる。その主なものをあげると、国税電子納付、インターネット申告書作成、各種証明書の発行予約、電子申告センターの運営、インターネット情報公開などがそれである。

### （1）国税電子納付制度

従来、現金または手形によって納付する場合に、銀行や郵便局に直接行って納付しなければならなかったが、2000年7月3日より、インターネットやARS等の電子的納付手段によって納付することができるようになった。そのうち、インターネットによる国税納付の過程を簡単に説明する。

初めてインターネットによる口座に移行させる場合には、銀行や郵便局に直接訪問してIDおよびPASSWORDを登録しなければならない。

取引銀行・郵便局あるいはクレジットカード会社のホームページへ接続

本人確認手続（IDおよびPASSWORD入力）

残高または貸出限度額の確認

国税納付の申請

国税納付申請内容確認

「国税納付申請確認書」の発給（出力して領収証として使用）

## (2) 電子申告制度

国税庁は、納税者の便益と税務行政の透明性のために、税法による申告関連書類を自分の PC で作成した後、インターネットを通じて国税電子申告システムによって申告できる電子申告制度を 2000 年 7 月 1 日から運営している。今のところ、申告の対象税目は、源泉税と付加価値税に限定されており、利用対象者もソウル地方国税庁管内の税務代理人に限られている。今後、漸次に、その対象税目や利用対象者を拡大していく予定である。以下では、現在の利用手続を簡単に説明する。

### 電子申告の利用申請

電子申告を利用しようとする税務代理人は、税務署を訪問、電子申告利用申請書を作成して提出する。

### 電子申告利用資料の配布

税務署は、電子申告利用申請書を検討した後、電子申告 S/W、電子申告使用説明書を利用申請者に発給する。

### 認証書の申請と発給

電子申告利用申請書を税務署へ提出して 1 日が過ぎると、認証書の申請ができる。電子申告利用者は、電子申告ホームページに接続して認証書を要請し発給を受ける。

### 申告書の変換と電送

税務会計 S/W で作成した申告書を電子申告 S/W を利用して電子申告ファイルへ変換した後、電子申告ホームページに接続して申告書ファイルを電送する。

### 申告書の受け付け結果の確認

申告書の電送が正常に行われれば、当該申告書の受付証を画面から確認することができる。

## (3) 民願証明予約制度

民願証明書<sup>18</sup>が必要な者は、国税庁のホームページにあるサイバーサービスセンターにおいて発給を受けたい証明書をインターネットで予約した後、発給希望税務署に直接出向いて証明書を受け取る。こうした制度は、単なる予約制度である点において限界があるが、一応、インターネットを活用した新しい行政サービスということができよう。

## (三) 問題点

### 1. 情報化マインドの欠如

電子政府法では、行政機関の主要業務は、特別な事由のある場合を除いて、電子的に処理しな

なければならないという電子的処理の原則が取られている。また、同法は、電子公文書は電子的手段による決裁のあることによって成立すると定めている。そこで、行政機関が電子文書（＝電子公文書）をどの程度利用できるかは、結局、責任者の情報意識の程度によることになるだろうが、彼らの情報化マインドは必ずしも十分ではなく、その利用率がどうなるかは予断を許さない。とりわけ、上位職の公務員はなおさらである<sup>19</sup>。政府側も公務員に対する情報化教育に積極的に取り組んでいるが、電子政府の成功までには、しばらく時間がかかりそうである。

## 2. 対象業務の限定

行政処分等の電子的処理ができる対象業務は、非常に限定された範囲である。それは、コンピュータの普及等ハードウェア面における情報化が十分に進んでいないことにもよるのでもあるが、既存の処理方式に補充的に電子化を進めていることにもよる。しかし、従来の紙文書中心の業務スタイルから思考を一転して情報化を進めていくことにより、この問題は改善されることが予想される。

## 3. 従来の法規定との関係

これは、例えば、電子的方法で処分等や申請がなされた場合に、その処理期間などは、従来に比べて時間が非常に短縮されることが予想できるといったことである。こうした場合にも、従来の法規定をそのまま適用することになっているので、情報化による実益を十分に生かせないことになる。また、かかる問題は、例えば、不作為であるか否かを決定するにあたって「相当の期間」に該当するかの判断に重大な影響を及ぼし、さらに、その処分等に対する権利救済にも影響を及ぼすことになるだろう。

さらに、電子政府法は、「行政機関の文書は、電子文書を基本にして、作成・発送・受付・保管・保存および活用されなければならない。」と規定しており、こうした規定は、韓国行政手続法が、「行政庁が処分をする時には、他の法令等に特別な規定のある場合を除いて、文書でしなければならない。」と規定していることと関係して問題になる。すなわち、行政機関の文書については、行政手続法より電子政府法によることになるが、情報化が十分に進んでいないことを勘案すると、果たしてそうした規定が国民生活の利便性向上と行政の効率化に繋がるかが疑問視される。

## 四 今後の課題

### (一) 行政改革

前述したように、「行政の情報化」を「行政機関が職務上作成または取得して管理している資料が電子的方式で処理し符号・文字・音声・音響・映像等で表現されたものを生産・流通または活用することによって、行政および社会諸分野の効率化を図ること」と捉える場合、結局、行政業務を情報化することにより、行政および社会諸分野の効率化を達成することに、その目的があるといえよう。このようにみると、「行政の情報化」は、行政改革に自ずと繋がることになる。

こうしたことに留意し、電子政府法は、「行政機関の長は、所管業務について情報通信技術を導入する場合に、既存の組織および業務手続を情報通信技術の導入に適合するよう事前に再設計して、これを施行しなければならない。」として行政機関の業務再設計について規定している。また、同法は、行政機関が取得・作成・流通・保管する紙文書等を最大限縮減するよう義務づけており、これらの諸規定の施行は、結局、行政改革に繋がることになる。

したがって、法規定に止まらず、根強い部署利己主義（セクショナリズム）を破って、行政業務の縮減、行政組織の再編成、また規制緩和を実際にどの程度達成できるかが、これからの課題というべきであろう。

### (二) 情報格差の解消

情報化時代には、情報の量と質によって、貧富の差と社会的発展可能性が決まってくる。そのため、それぞれの情報格差が新しい社会問題になっている。かかる情報格差問題に取り組むために、韓国政府は、今年1月16日に「情報格差解消に関する法律」を制定して、4月16日より施行している。同法では、情報格差を「経済的・地域的・身体的または社会的与件によって生ずる、情報通信網を通じた情報通信サービスに接近し、あるいは利用できる機会における差異」と定義づけている。

こうした情報格差によって不利益を被る者としては、低所得者・農漁村地域住民・障害者・高齢者等を主に想定することができよう<sup>20</sup>。これらの者が情報格差による不当な不利益を被らないように、政府に対して、「情報格差解消総合計画」の策定が義務づけられており、さらに、情報通信機器の支援と情報化教育の実施等が義務づけられている<sup>21</sup>。

したがって、これらの施策がいかに実施され、どの程度情報格差が解消できるかが、これから

の課題といえよう。情報化時代においては、情報格差の解消なくしては、実質的平等の実現は困難であるからである。

### (三) 参加民主主義の高揚

情報化時代は、情報の大量流通と双方向性をその主な特徴としている。行政過程にしるマスコミの報道にしる、一方的な意思伝達は、もう不可能な状況である。政府機関やマスコミなどのホームページには、国民または読者個々人の意見がリアルタイムで載せられている。

韓国の電子政府法も、こうした傾向を踏まえ、行政機関は、所管法令の制定・改正、行政手続法上の行政予告、他の法令で規定された公聴会・世論調査等を実施する場合に、情報通信網を通じた意見収集手続を並行して行わなければならないと規定している。このように、インターネット等を通じた国民の意見が直接的に政策当局に伝達できることは、いわゆる代議民主主義による弊害を縮減するのに役に立つことは否定され得ない。

こうした傾向は、行政権をはじめとする国家権力に対する国民または住民個々人の力を強化するだけでなく、マスコミをはじめとするいわゆる社会権力に対する国家機関や国民個々人の対応手段を強化させていることも、注目に値するだろう。

しかし、情報化は、以上のような長所のみならず、その悪用・濫用による弊害にも注意する必要がある。インターネットによる世論の操作とプライバシーの侵害などがその代表的な例である。したがって、こうした情報化の長所を生かしながら、その短所をいかに押えていくかが、これからの大きな課題というべきであろう。その成功いかんによって、代議民主主義を補う、あるいはそれに代わる、情報化に伴う新しい参加民主主義のあり方が決まってくるだろう。

### (四) 公法学(憲法学・行政法学)の課題

こうした情報化の進行が、従来の公法学にいかなる影響を及ぼすかについては、今のところ、計りきれない。しかし、以上で見てきたように、情報化の進行に伴って、行政組織、ひいては国家機関全体の再編成、民主主義の新たな実現方法の導入、国民の権利の実現様相あるいは侵害態様の変化、行政手続の変容、行政作用の変化(いわゆる権力的行政から契約などの私法的手法の多用化)、それに伴う権利救済手段の変質などは十分予想できよう。これらの変革に公法学がいかに対応できるかが、公法学の生き残りをかけた正念場というべきであろう。

## 註

<sup>1</sup> こうした概念づけにおいて、行政情報化の理念（目的）として、「効率化」だけが掲げられているが、その外にも「透明化」とか「民主化」なども含まれていると解すべきことはいうまでもない。

<sup>2</sup> 電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律第2条4号。

<sup>3</sup> しかし、他の法律に特別規定のある場合、国家安全保障に関連する情報および保安業務を管掌する機関が国家安全保障と関連した情報分析を目的として収集し、作成した情報に関しては、情報公開法は適用されない。

<sup>4</sup> 以下の行政情報の公開の内容あるいは制度それ自体は、「行政の情報化」という本報告のテーマとの関係で直接的な関わりをもつわけではないが、韓国の行政情報公開制度に関する紹介の意味も兼ねて、少々詳しく述べる。

<sup>5</sup> 政府投資機関管理基本法第2条（適用範囲） この法の適用対象になる政府投資機関（以下「投資機関」という。）は、政府が納入資本金の5割以上を出資した企業体とする。前項の規定に拘わらず、放送法による韓国放送公社、韓国教育放送公社法による韓国教育放送公社、韓国産業銀行法による韓国産業銀行、中小企業銀行法による中小企業銀行、韓国輸出入銀行法による韓国輸出入銀行および銀行法第2条および第5条の規定による金融機関に対しては、この法を適用しない。

<sup>6</sup> すなわち、一般国民に知らせるために作成された各種広報資料、既に公開することに決定された情報であって公開に長い時間を要さない情報、その他公共機関の長が決める情報がそれに当たる。

<sup>7</sup> そうした場合として、非営利の学術・公益団体または法人の代表者あるいはその職員が学術や研究目的のために必要な情報を請求したとき、教授・教師または学生が教育資料や研究目的として必要な情報を所属機関の長の確認を受けて請求したとき、その他公共機関の長が公共福利の維持・増進のために費用の減免が必要と認めるときなどがあげられる。

<sup>8</sup> 以下は、末尾の参考資料の1頁の表を参照されたい。

<sup>9</sup> 以上は、末尾の参考資料の2頁の表を参照されたい。

<sup>10</sup> こうした傾向は、例えば、自治体などの選挙を迎えているときに、とりわけ顕著である。

<sup>11</sup> とりわけ、情報通信網法は、旧法の「情報通信網利用促進等に関する法律」にあった「公共機関の個人情報保護に関する法律の適用を受ける公共機関に対しては、本法の個人情報の保護に関する規定を適用しない。」（第3条2項）という適用除外規定が、新法には削除されていることが注目に値するだろう。しかし、個人情報保護法においても、「公共機関外の個人または団体は、コンピュータを使って個人情報を処理するにあたって公共機関の例に準じて個人情報の保護のための措置を講じなければならない、関係中央行政機関の長は、個人情報の保護のために必要なときには、公共機関外の個人または団体に対して個人情報の保護に関して意見を提示したり勧告をすることができる。」と規定しており、同法が公共機関以外にも適用され得る余地を残していることが分かる。

<sup>12</sup> 個人情報保護制度も、情報公開制度と同様に、制度それ自体が本報告のテーマと直接的な関わりをもつわけではないが、韓国の個人情報保護制度の紹介の意味も兼ねて少々詳しく述べる。

<sup>13</sup> しかし、国家の安全および外交上の秘密その他国家の重大な利益に関する事項を記録したもの、犯罪の捜査、公訴の提起および維持、刑の執行、矯正処分、保安処分と出入国管理に関する事項を記録したもの、租税犯処罰法による租税犯則調査に関する事項を記録したもの、コンピュータの試験運営のために使用されるもの、1年以内に削除される処理情報を記録したもの、保有機関の内部的業務処理だけのために使用されるもの、大統領令で定める一定の数以内の情報主体を対象とするもの、その他これに準ずる個人情報ファイルとして大統領令で定めるものは、適用除外になる。

<sup>14</sup> その細部内容は末尾の参考資料の3頁の表を参照されたい。

<sup>15</sup> 電子政府法第3条は、「行政機関業務の電子的処理に関して他の法律に特別の規定がある場合を除いては、本法の定めるところによる。」としている。

<sup>16</sup> 一般的な電子取引の安全性と信頼性を保障するため電子署名法に基づいて情報通信部が指定した公

---

認認証機関は、今のところ、韓国情報保護センターを最上位認証機関として、四つの下位認証機関、すなわち、韓国証券電算株式会社 (www.signkorea.com)、韓国情報認証株式会社 (www.signgate.com)、証券監督院 (www.fss.or.kr)、金融決済院 (www.yessign.com) が存在する。

<sup>17</sup> ここで「民願」というのは、国民が行政機関に対して許認可等の処分を求めることを意味する（「民願事務処理に関する法律」第2条2号参照）。

<sup>18</sup> 対象になる証明書は、納税証明書・事業者登録証明・所得金額証明・納税事実証明・休業事実証明・廃業事実証明の6種類である。

<sup>19</sup> 末尾の参考資料の6-7頁の表を見ると、とりわけ、50代以上の情報化が進んでいないことが分かる。この統計は、公務員のみを対象にしたわけではないので、そのまま直接適用することは困難であるが、年齢別による情報化の進歩状況は十分伺うことができよう。

<sup>20</sup> 末尾の参考資料4-5頁の表を参照されたい。

<sup>21</sup> これらの義務づけとの関係で、いわゆる社会的基本権の一つとして、「情報格差解消（または緩和）請求権」という新しい基本権が成立する可能性も出てくるだろう。



## Summary

# Electronic Government and Its Problems in Korea

In-Seon Ham

### Introduction

The purpose of so-called “Digit-Government” is “to ensure the efficiency of administration and various social fields through the production, distribution or utilization of all kinds of data or knowledge expressed in codes, letters, voice, sound and image, etc. as electronically processed materials which an administrative body has officially produced, obtained and managed”.

### 1 Access to Government Information

First of all, the disclosure of administrative information is presupposed by digitalization because even if administrative information is electronically processed, it is of no use to the nation unless an administrative body provides it. In Korea, on 31 December 1996, the “Act on Disclosure of Information by Public Agency” was passed and came into effect as of 1 January 1998. The use of digitalized administrative information, not only for the efficiency of administration, but also to benefit national life, is desirable.

In addition, from now on, not only the passive disclosure of public information, but also the more positive release of information viewed as beneficial. It is undeniable that some administrative organs still have insufficient information releases on their web pages, though technological advances have recently improved this shortcoming. When looking at some web pages, we find that a number of them emphasize publicity of the organization or its chief, rather than provision of information for the benefit of the nation or city.

### 2 Protection of Private Information

Secondly, the protection of private information is a major challenge for Public Law. With regard to laws on the protection of private information, the “Act on the Protection of Personal Information Maintained by Public Agency” and the “Act on Promotion of Utilization of Information and Communication Network and Protection of Private Information etc.” are significant. The former act stipulates as its legislative purpose “to accomplish public operation properly and to protect rights and duties of the nation by stipulating necessary matters on management to protect private information processed by the computers of a public organization”. It was enacted on 7 January 1994 and brought into force on 8 January 1995. On the other hand, the latter act defines as its legislative purpose “to contribute to

improvement of national life and the advancement of public welfare by promoting utilization of information and a communication network and protecting the private information of users of information and communication services and developing an environment capable of utilizing information and a communication network sound and safely”. The Act was originally enacted as the “Act on Promotion of Utilization of Information and Communication Network etc.” on 8 February 1999 and enforced as of 1 July 1999, and then amended to the “Act on Promotion of Utilization of Information and Communication Network and Protection of Private Information etc.” to be enforced as of 1 July 2001.

### **3 Realization of Electronic Government**

The third character of Digit-Government is the realization of Electronic Government. In Korea the so-called Electronic Government Act entered into force on 1 July 2001. The legislative purpose of the act is “improving the quality of life of the nation in knowledge informational age by promoting operation to realize Electronic Government and advancing productivity, transparency, and democracy of administrative organization and for which it stipulates basic principle, procedure and promotion measures for electronic processing of administrative operation”. Regarding the electronic processing of administrative operations, while the Electronic Government Act is positioned as a general law, there are other laws such as the “Electronic Subscription Act”, concerned with the authenticity of electronic documents and the “Information and Communication Network Act”, concerned with general electronic documents.

### **4 Some Future Problems**

The challenges of Digit-Government are as follows. Firstly, its relationship with administrative reform should be clarified. Secondly, the so-called digital divide should be bridged. Thirdly, since the opportunity for comments will increase through technological advancement, participatory democracy could be promoted. Challenges should be clarified. Fourthly, we need to consider what theoretical approach should be used, given the changes to democracy and authoritative administrative functions, as presupposed by Public Law.